

藤沢市国民健康保険条例（昭和29年6月条例第19号）第13条第1項、第14条第1項、第14条の2の4第1項、第14条の2の9第1項、第14条の5第1項、第14条の6第1項、第14条の6の5第1項及び第14条の6の6第1項の規定に基づき、令和8年度藤沢市国民健康保険の保険料率を次のとおり定めたので、同条例第13条第3項、第14条の2の4第3項、第14条の5第3項及び第14条の6の5第3項の規定により告示する。

2026年（令和8年） 5月14日

藤 沢 市 長
鈴 木 恒 夫

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 100分の6.99
 - (2) 被保険者均等割 30,240円
 - (3) 世帯別平等割
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 15,960円
 - イ 特定世帯 7,980円
 - ウ 特定継続世帯 11,970円
 - (4) 賦課限度額 670,000円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 100分の2.99
 - (2) 被保険者均等割 12,720円
 - (3) 世帯別平等割
 - ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 6,720円
 - イ 特定世帯 3,360円
 - ウ 特定継続世帯 5,040円
 - (4) 賦課限度額 260,000円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 100分の2.57
 - (2) 被保険者均等割 12,120円
 - (3) 世帯別平等割 4,920円
 - (4) 賦課限度額 170,000円
- 4 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 100分の0.30
 - (2) 被保険者均等割 1,320円
 - (3) 18歳以上被保険者均等割 72円

(4) 世帯別平等割	
ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	720円
イ 特定世帯	360円
ウ 特定継続世帯	540円
(5) 賦課限度額	30,000円